

事務連絡
令和4年12月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の周知・広報に関する依頼

平素より防災教育の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度内閣府より、掲題情報について周知・広報に関する依頼がありました。

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7クラスの地震が発生した後、数日程度の短い期間を置いて、さらに大きなMw8クラス以上の大規模な地震が発生する事例が過去に確認されており、Mw7クラスの地震が発生すると、大規模地震の発生可能性が平時よりも高まるといわれています。このため、後発地震への注意を促す情報の名称を「北海道・三陸沖後発地震注意情報」とし、本情報については、令和4年12月16日から運用が開始される予定です。

については、運用開始と同時に適切な対応をとれるよう、別紙のとおり、本情報に関するチラシの掲示等をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線2670）
e-mail:anzen@mext.go.jp

事務連絡
令和4年12月2日

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
気象庁総務部企画課長
気象庁地震火山部管理課長

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の周知・広報に関する依頼

平素より、防災行政の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7クラスの地震が発生した後、数日程度の短い期間を置いて、さらに大きな Mw8クラス以上の大規模な地震が発生する事例が過去に確認されており、Mw7クラスの地震が発生すると、大規模地震の発生可能性が平時よりも高まるといわれています。このため、内閣府及び気象庁では、続いて発生する地震、いわゆる「後発地震」への注意を促す情報を新たに導入するため、「日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、情報の発信方法やとるべき防災対応、防災対応のよびかけ方法などの検討を行い、11月8日に報告書を取りまとめました。

検討会での提言を踏まえ、内閣府及び気象庁では、後発地震への注意を促す情報の名称を「北海道・三陸沖後発地震注意情報」とし、本情報については、令和4年12月16日から運用を開始する予定です。

本情報については、運用開始と同時に、対象地域の住民や企業等の皆様が適切な対応をとれるよう、情報の概要等を様々な手段で周知したいと考えております。また、子どもたちやその家族が自ら命を守る行動がとれるよう、学校や教育現場における周知は効果的であると考えており、関係道県教育委員会等に対して、本情報に関するチラシの掲示等の協力依頼を周知お願いいたします。

記

● 添付資料

別添 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」 周知チラシ

なお、現在、

- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報」 マンガ冊子
- ・「北海道・三陸沖後発地震注意情報」 リーフレット

を作成中であり、完成次第、ご案内いたします。

● 協力依頼内容

- ①「北海道・三陸沖後発地震注意情報」に関する周知チラシ（別添。以下「チラシ」という。）を印刷し、児童生徒や教員の目に触れる場所に掲示するなど、適宜ご対応願います。（掲示スペースに限りがある場合は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を記載している表面を優先して掲示して下さい。）
- ②児童生徒へのチラシの配布、総合学習などの授業や避難訓練等で教材として使用すること等により、情報が発信された際の対応を子ども達が身につけることができるように、ご活用ください。

また、想定される巨大地震の概要等の解説や、情報が発信された際の住民や地域コミュニティ等が取るべき防災対応の例を記した「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を下記に掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/guideline.html

なお、情報について不明な点などあれば、地元の气象台にご相談ください。

以上

問合せ先

【北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された際の防災対応について】

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 小門 kensuke.kokado.y3y@cao.go.jp

主査 甲斐田 tomoki.kaida.v3e@cao.go.jp

TEL：03-3501-5693

【北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信について】

気象庁 地震火山部 管理課

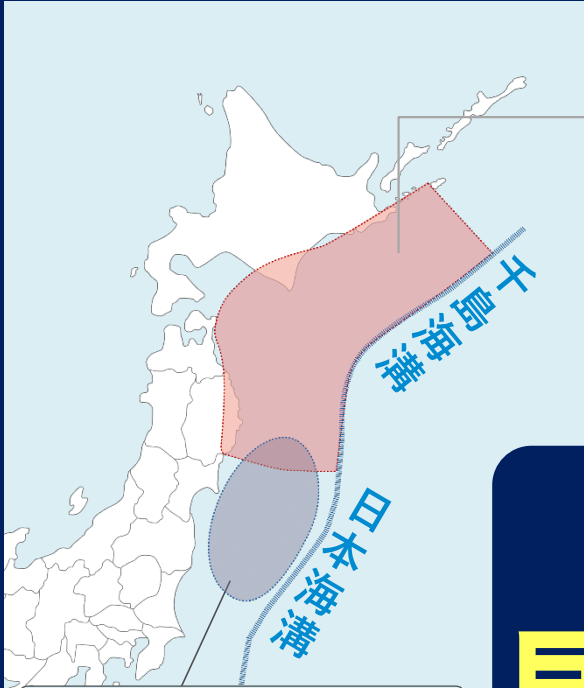
調査官 福山 yoshi-fukuyama@met.kishou.go.jp

計画係長 青柳 y_aoyagi@met.kishou.go.jp

TEL：03-6758-3900（内線 5121、5117）

北海道・三陸沖

地震・津波に備えを！



マグニチュード
M7.0以上の大地震が
起きたら…



続いて発生する 巨大地震の可能性！ 情報で備えを



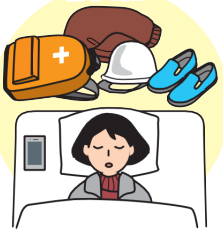
「北海道・三陸沖後発地震注意情報」2022年12月運用開始

※情報が発信されたとしても、必ず巨大地震が発生するとは限りません。

すぐに避難できる態勢の準備を！

巨大地震が発生した場合に、北海道から千葉県にかけての広い範囲で想定される甚大な被害に対し、1週間程度、備えの再確認や迅速な避難態勢の準備を。

枕元に靴等を置いて寝る



すぐに逃げ出せる態勢での就寝



非常持出品の常時携帯

インターネット



緊急情報の取得体制の確保

崩れやすいブロック塀等に近づかない



想定されるリスクから身の安全の確保

L字金具



日頃からの備えの再確認



被害想定と防災対策

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震

被害想定

- 最大津波高約**30m**
- 最大死者約**19万9千人**
※日本海溝沿いの地震
- 低体温症**死亡リスク

※後発地震に限らず突発的に起こる地震でも上記被害が起こり得ます。

防災対策

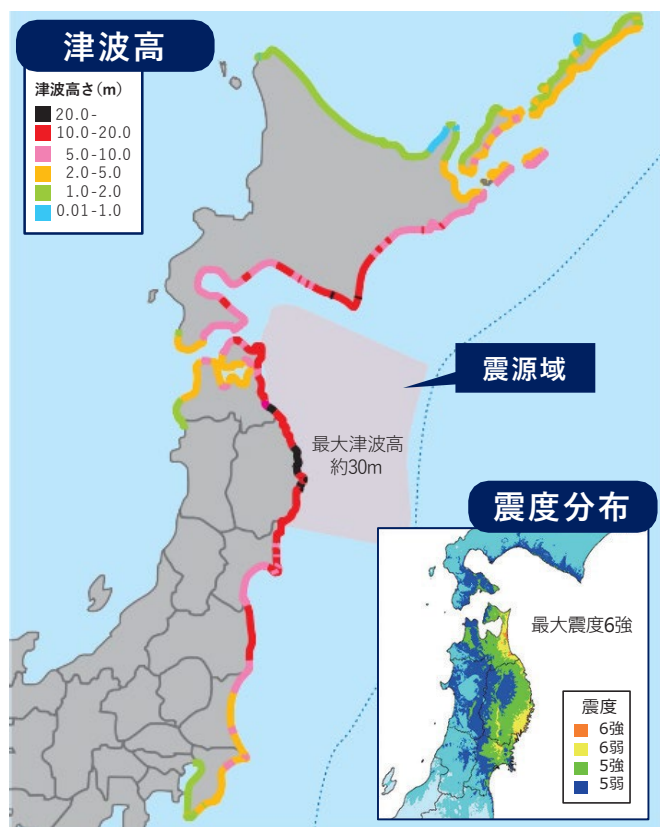
対策で死者**8割減**

- ①津波即避難の徹底
- ②避難ビル等の活用
- ③防寒備品の準備

等

想定される津波と震度

日本海溝沿いの地震



千島海溝沿いの地震

